

# 全日本マーチングコンテスト島根県大会実施規定

平成 14 年 6 月 28 日

改定 平成 16 年 1 月 15 日 平成 16 年 6 月 25 日 平成 17 年 4 月 22 日 平成 19 年 2 月 8 日 平成 21 年 2 月 19 日  
平成 21 年 6 月 19 日 平成 22 年 4 月 23 日 平成 27 年 4 月 17 日 平成 27 年 6 月 19 日

## (総 則)

### 第 1 条 (実 施)

全日本マーチングコンテスト島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年中国大会開催日の 3 週間以前に実施する。

### 第 2 条 (実施会場)

実施会場地は理事会に図り総会においてこれを定める。

## (実施部門および参加資格)

### 第 3 条 (実施部門)

実施部門は次の通りとする。

- ① 中学校の部
- ② 高等学校以上の部
- ③ フェスティバルの部
- ④ フリーの部

### 第 4 条 (参加資格)

参加資格は本連盟に登録された団体で次の通りとする。

- ① 中学校 構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。  
ただしフリー部門においては合同バンドを認める。
- ② 高等学校 構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。  
ただしフリー部門においては合同バンドを認める。
- ③ 大 学 構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。
- ④ 職場・一般 団体構成メンバーは第 4 条 2 項に該当しない限り自由とする。  
ただし職業演奏家の参加は認めない。

2 同一部門において、出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

## (演奏・演技)

### 第 5 条 (出演順序)

出演順序は抽選会において決定する。

### 第 6 条 (参加人員)

参加人員は自由とする。

## 第7条（編成および演奏形態）

### ① 中学校の部、高等学校以上の部

編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

なお、手具・ピット楽器の使用については、大会の基本理念に沿うこと。

大道具の使用は禁止する。

### ② フェスティバルの部

編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。手具の使用・服装は自由とする。

### ③ フリーの部

編成は木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。

ただし、手具の使用・演奏形態・服装は自由とする。

## 第8条（演奏時間）

演奏時間は中学校の部、高等学校以上の部、フェスティバルの部については6分以内、フリーの部については8分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。

## 第9条（演奏曲目）

演奏曲は自由とする。

## 第10条（規定課題）

中学校の部、高等学校以上の部の参加団体においては別に定めた規定課題を出演者全員が行う。ただし、事情がある場合は事前に届出をすること。原則として、規定課題の実施中、ドラムメイジャーは隊列の先頭に位置し、指揮を行う。ドラムメイジャーの他に指揮者を置く場合、指揮者は規定課題をしなくても良い。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟が発表する。

## （審査・表彰）

### 第11条（審査）

審査員は理事会において人選しこれを会長が委嘱する。

審査員の数は原則として5名とする。審査方法は総会の定める全日本マーチングコンテスト島根県大会審査内規による。

### 第12条（表彰）

表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の何れかを贈る。

## (県代表)

### 第13条 (県代表)

県代表は全日本マーチングコンテスト島根県大会審査内規に従い、以下に示す手順に従って選出する。

推薦する団体数は、前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は1団体増とする。

1. 中学校の部、高等学校以上の部から最も得点の高い団体をそれぞれ1団体。  
中学校の部、高等学校以上の部から最も得点の高い団体を除き、得点の高い順に代表数に達するまで選考する。
2. 同点団体が代表団体定数を上回る場合は、いずれの場合も審査員の投票によってこれを決定する。
3. 中学校の部、高等学校以上の部の県代表数が規定数に満たない場合、フェスティバルの部から得点の高い順に推薦する。

## (その他)

第14条 コンテストの実施にあたって共催または後援団体をもつことができる。

第15条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第16条 この規定は総会の議決により改定することができる。